



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（管財課） 1

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（税務課） 1

公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 2
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 4

告 示

沖縄県告示第324号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成24年6月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 県有土地貸付料の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年6月5日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 新沖縄県税務事務トータルシステム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県総務部税務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年4月2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 契約金額 52,920,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第65号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成24年6月5日

沖縄県公安委員会

1 実施する講習

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 講習期間等

(1) 新規取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成24年7月11日（水曜日）から同月19日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	午前9時から午後5時（平成24年7月19日にあつては、午後3時55分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月19日（木曜日）	午後4時20分から午後6時まで	

(2) 追加取得講習

区 分	講習期間	時 間	場 所
法第2条第1項第1号に規定する警備業務	平成24年7月17日（火曜日）から同月19日（木曜日）	午前9時から午後5時（平成24年7月19日にあつては、午後3時55分）まで	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 2階視聴覚教室
	【考査】7月19日（木曜日）	午後4時20分から午後4時55分まで	

3 受講定員

- (1) 新規取得講習 30人
- (2) 追加取得講習 30人

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習 受講対象者については、法第2条第1項第1号の警備業務（以下「当該警備業務」という。）に係る講習の受講を希望する者で、受講申込時において、次のいずれかに該当するものに限る。

- ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する一級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「一級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する二級の検定（当該警備業務に係るものに限る。以下「二級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する一級の検定（当該警備業務に

係るものに限る。以下「旧一級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する二級の検定(当該警備業務に係るものに限る。以下「旧二級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 受講申込時において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 一級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 二級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧一級検定に合格した者

オ 旧二級検定に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講申込みに必要な書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真を貼付したものに限り) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面

ア 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者 当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(イ) 4(1)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し

(ウ) 4(1)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 4(1)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し

(オ) 4(1)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者 警備業務従事証明書、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 4(2)イに該当する者 当該警備業務の一級検定に係る合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(ウ) 4(2)ウに該当する者 当該警備業務の二級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

(エ) 4(2)エに該当する者 当該警備業務の旧一級検定に係る検定合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し

(オ) 4(2)オに該当する者 当該警備業務の旧二級検定に係る検定合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し

6 受講申込手続等

(1) 受付期間

ア 新規取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年6月11日(月曜日)から同月15日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

イ 追加取得講習 講習の受付期間及び受付時間は、平成24年6月13日(水曜日)から同月19日(火曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課(係)又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受講申込みの際には、5に掲げる受講申込みに必要な書類を持参の上、(2)に掲げる提出先に受講希望

者本人が提出すること。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

- (4) 受講手数料 新規取得講習手数料47,000円又は追加取得講習手数料23,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手料金は、還付しない。

7 講習業務の委託 講習は、一般社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

8 その他

- (1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。
- (2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号 (098) 862-0110 (内線3054、3055) 又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課 (係)

沖縄県公安委員会告示第66号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年6月5日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	北谷公園サンセットビーチ	株式会社共立メンテナンス (代表取締役社長) 佐藤充孝	平成24年3月5日から 平成25年3月4日まで
	マエサトビーチ	ANAインターコンチネンタル石垣リゾート (代表者) 吉岡誠	平成24年4月6日から 平成25年4月5日まで
レジャーポイント提供業者	パラダイス倶楽部	パラダイス倶楽部 (代表者) 水野彰人	平成24年3月23日から 平成25年3月22日まで
	株式会社シー・テクニコ	株式会社シー・テクニコ (代表取締役) 前田博	同上
	株式会社シーサー那覇店	株式会社シーサー那覇店 (代表取締役) 稲井日出司	平成24年3月30日から 平成25年3月29日まで
	マリクラブバスロ	マリクラブバスロ (代表者) 岡橋憲司	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
	有限会社アイランドワークス	有限会社アイランドワークス (代表取締役) 藤井一郎	同上
	ダイビングサービスシードアー	ダイビングサービスシードアー (代表者) 関口正樹	同上
	ANAインターコンチネンタル石垣リゾート	ANAインターコンチネンタル石垣リゾート (代表者) 吉岡誠	平成24年4月6日から 平成25年4月5日まで
	有限会社ぶしいぬしま石垣支店	有限会社ぶしいぬしま石垣支店 (代表取締役) 安谷屋正和	平成24年4月18日から 平成25年4月17日まで
有限会社ぶしいぬしま	有限会社ぶしいぬしま (代表取締役) 安谷屋正和	平成24年5月6日から 平成25年5月5日まで	
潜水業者	有限会社シーフレンド	有限会社シーフレンド (代表取締役) 大城秀幸	平成24年3月5日から 平成25年3月4日まで
	那覇シーマリン	那覇シーマリン (代表者) 中村誠	同上

ブルー・バイ・ブルーおきなわ	ブルー・バイ・ブルーおきなわ (代表者) 森靖彦	平成24年3月19日から 平成25年3月18日まで
株式会社イスト	株式会社イスト (代表取締役) 浅野智歳	平成24年3月23日から 平成25年3月22日まで
株式会社シー・テクニコ	株式会社シー・テクニコ (代表取締役) 前田博	同上
パラダイス倶楽部	パラダイス倶楽部 (代表者) 水野彰人	同上
株式会社シーサー那覇店	株式会社シーサー那覇店 (代表取締役) 稲井日出司	平成24年3月30日から 平成25年3月29日まで
マリクラブバスロ	マリクラブバスロ (代表者) 岡橋憲司	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
ダイビングサービスシードアー	ダイビングサービスシードアー (代表者) 関口正樹	同上
ANAインターコンチネンタル石垣 リゾート	ANAインターコンチネンタル石垣 リゾート (代表者) 吉岡誠	平成24年4月6日から 平成25年4月5日まで
有限会社ぶしいぬしま石垣店	有限会社ぶしいぬしま石垣支店 (代表取締役) 安谷屋正和	平成24年4月18日から 平成25年4月17日まで
ネイチャーサービスマハエ	ネイチャーサービスマハエ (代表者) 木下彰	同上
有限会社ぶしいぬしま	有限会社ぶしいぬしま (代表取締役) 安谷屋正和	平成24年5月6日から 平成25年5月5日まで

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総 務 私 学 課
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号